

# 被災関連定住支援事業

## 制度内容

被災者に該当しないため、国や県、町による既存の住宅再建に係る支援制度の対象とならない世帯が、山田町内に住宅を取得し、定住する場合の経済的負担を軽減することで、定住人口の増加を図る支援制度です。

## 補助額

100万円（居住する住宅1棟に対する補助です。）

## 対象者

次の5つの要件をいずれも満たしている方

- 1 東日本大震災の発災時に山田町外に居住していたこと。
- 2 所有する居住用資産、又は三親等以内の直系血族が山田町内に所有する住宅（居住用資産）が震災により滅失（半壊解体を含む）していること。
- 3 災害危険区域第1種以外の地域で、定住するための個人住宅を建設・購入し、自ら居住すること。
- 4 東日本大震災の発災時に同一世帯の方、又は定住するための個人住宅と一緒に居住する方が被災者生活再建支援金（基礎支援金・加算支援金）を受けていないこと。
- 5 過去にこの制度による補助金を受けていないこと。

## 注意事項

- ・主として居住を目的とした専用住宅及び併用住宅（総面積に対する住宅部分の床面積が合計2分の1であるもの）が補助対象となります。
- ・上記の要件を満たしても、建設又は購入する建物の種類やかかった費用、契約した形態等により、補助を受けられない場合があります。

## 申請に必要なもの

- ・ 山田町被災関連定住支援事業補助金交付申請書
- ・ り災証明書
- ・ 住宅の建設又は購入に係る契約書の写し
- ・ 住宅の建設場所の位置図
- ・ 住宅の建設又は購入が確認できる書類（検査済証、登記簿謄本等）の写し
- ・ 預金通帳の写し
- ・ 印鑑
- ・ 【三親等以内の直系血族が山田町内に所有する住宅（居住用資産）が震災により滅失（半壊解体を含む）したことによる申請の場合は】三親等以内の直系血族であることを証明できる書類

## 申請期限

平成32年12月までに申請ができるよう、工事等を進めてください。